

山 青 森 県 報

第八百五十一号

令和六年
十二月十一日
(水曜日)

目 次

告 示

○身体障害者福祉法による医師の指定……………(障
祉が課い) ……一

公 告

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(高
齢福祉保
険課) ……一○都市計画公聴会の開催……………(都
市計画課) ……二

○右 同……………(同) ……三

出先機関

○土地改良区の清算人の就任……………(上
北地域民
局) ……五

○道路の位置の指定……………(同) ……五

告 示

青森県告示第六百三十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和六年十二月十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年十二月十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

- 一 特定役務の名称及び数量
令和六年度保健・医療・介護の横断的データ分析等業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県健康医療福祉部高齢福祉保険課
青森市長島一丁目一の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和六年十一月五日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社データホライゾン
広島県広島市西区草津新町一丁目二一の三五広島ミクス・ビル
- 六 契約金額

氏 名	勤 務 する 病 院 等		診 療 科 目	年 指 月 日 定
	名 称	所 在 地		
山内 一崇	むつ総合病院	むつ市小川町一丁目二の八	耳鼻咽喉科（聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害）、そしやく機能障害	令和 六・三・一

九千九百万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

八 契約の相手方を決定した手続

企画競争を実施し、最優秀提案者として選定した者を契約の相手方としたものである。

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により野辺地都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

令和六年十二月十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 開催の日時

（東北町） 令和七年一月七日 午後一時三十分から

（野辺地町） 令和七年一月七日 午後三時三十分から

二 開催の場所

（東北町） 東北町コミュニティセンター未来館 集会室

上北郡東北町字塔ノ沢山一の九四

（野辺地町） 野辺地中央公民館 第二会議室

上北郡野辺地町字野辺地一の一五

三 案件

野辺地都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければ

ならない。

2 公聴会に出席して意見を述べるときを申し出ることができる者は、東北町及び野辺地町の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

令和六年十二月二十七日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一

東北町企画課 上北郡東北町上北南四丁目三二の四八四

野辺地町建設水道課 上北郡野辺地町字野辺地一二三の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。

五 都市計画変更案の概要

1 道路に追加される区域

上北郡東北町湯田平の一部ほか

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課

東北町企画課

野辺地町建設水道課

2 閲覧期間

令和六年十二月十三日から同月二十七日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

別記様式

公 述 申 出 書

野辺地都市計画道路に関する都市計画の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

公述申出人
住 所
氏 名

意見の要旨及びその理由

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により東北都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

令和六年十二月十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 開催の日時

（七戸町）令和七年一月七日 午前十一時から
（東北町）令和七年一月七日 午後一時三十分から

二 開催の場所

（七戸町）七戸中央公民館 集会室
上北郡七戸町字森ノ上二一〇
（東北町）東北町コミュニティセンター未来館 集会室
上北郡東北町字塔ノ沢山一の九四

三 案件

東北都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

- 1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならない。
- 2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、七戸町及び東北町の区域内に住所を有する者とする。
- 3 書面の提出期限
令和六年十二月二十七日までに到着のこと。
- 4 書面の提出先
青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の一

- 七戸町建設課 上北郡七戸町字七戸三一の二
- 東北町企画課 上北郡東北町上北南四丁目三二の四八四
- 5 公述人の選定
- 書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人宛通知する。
- 五 都市計画変更案の概要
- 1 道路に追加される区域
- 上北郡東北町湯田平の一部ほか
- 六 都市計画変更案の閲覧
- 都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。
- 1 閲覧場所
- 青森県県土整備部都市計画課
- 東北町企画課
- 七戸町建設課
- 2 閲覧期間
- 令和六年十二月十三日から同月二十七日まで
- 3 閲覧時間
- 午前八時三十分から午後五時まで

別記様式

公 述 申 出 書

東北都市計画道路に関する都市計画の変更案について、次のとおり公聴会に出席して意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

公述申出人
住 所 氏 名

意見の要旨及びその理由

出 先 機 関

土地改良区の清算人の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、解散した滝沢平土地改良区から、次のとおり清算人の就任の届出があったので、同条第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により公告する。

令和六年十二月十一日

上北地域県民局長 千葉 健 夫

氏 名	住 所	就任の年月日
沢居 勝雄	上北郡東北町字狼ノ沢一六の二	令和六・二・二七
岡山 孝誠	〃 〃 字滝沢平二の一〇一〇	〃
吹越 行一	〃 〃 字日影林ノ上山四〇〇の一	〃
細井 義信	〃 〃 字滝沢平三三八の二	〃
沢居 文男	〃 〃 二の五七五	〃
長久保 則男	〃 〃 二の一三五	〃

上北地域県民局告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十二月十一日

上北地域県民局長 千葉 健 夫

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市元町西二丁目八一の 一、八九の一	五〇・四四メートル	六・〇〇メートル	令和六・二・二

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十八円九十銭